

2-3 色彩基準Ⅱ

色彩基準Ⅱは下記によるものとし、数値基準に適合することとします。

(1) 地区ごとの届出対象は、次の建築物・工作物です。

対象区域	建築物	工作物
①下町水網地域及び景観重点地区(臨海景観基本軸・隅田川景観基本軸・清澄庭園景観形成特別地区・水辺景観形成特別地区の一部は除く)	延べ面積3万㎡以上又は高さ60m以上	築造面積3万㎡以上又は高さ60m以上
		橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
②臨海景観基本軸(景観重点地区の一部を含む)	延べ面積3,000㎡以上又は高さ15m以上	築造面積3,000㎡以上又は高さ15m以上
		橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
③隅田川景観基本軸(景観重点地区の一部を含む)	延べ面積1,000㎡以上又は高さ15m以上	築造面積1,000㎡以上又は高さ15m以上
		橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
④清澄庭園景観形成特別地区(景観重点地区の一部を含む)	高さ20m以上	高さ20m以上
		橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
⑤水辺景観形成特別地区(景観重点地区の一部を含む)	臨海景観基本軸の区域 延べ面積3,000㎡以上又は高さ15m以上	臨海景観基本軸の区域 築造面積3,000㎡以上又は高さ15m以上
		橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
	隅田川景観基本軸の区域 延べ面積1,000㎡以上又は高さ15m以上	隅田川景観基本軸の区域 築造面積1,000㎡以上又は高さ15m以上
		橋梁その他これに類する工作物で運河・河川などを横断するもの

※景観重点地区とは「深川萬年橋景観重点地区」、「亀戸景観重点地区」、「深川門前仲町景観重点地区」を指します。

(2) 地区ごとの建築物・工作物の数値基準（マンセル値の基準）は、次のとおりです。

地区ごとの対象規模		色彩基準の内容		
		色 相	明 度	彩 度
124 頁の ①・④	ベースカラー (外壁各面の4/5 まではこの範囲か ら選択)	OR ~ 4.9YR	4以上 8.5 未満	4以下
			8.5 以上	1.5 以下
		5YR ~ 5Y	4以上 8.5 未満	6以下
			8.5 以上	2以下
		その他	4以上 8.5 未満	2以下
			8.5 以上	1以下
	サブベースカラー (外壁各面の1/5 以下で使用可能)	OR ~ 4.9YR	—	4以下
		5YR ~ 5Y	—	6以下
		その他	—	2以下
	① 屋根色 (勾配屋根)	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。		
④ 屋根色 (勾配屋根)	5YR ~ 5Y	6以下	4以下	
	その他	6以下	2以下	
124 頁の ②・⑤	ベースカラー (外壁各面の4/5 まではこの範囲か ら選択)	OR ~ 4.9YR	6以上 8.5 未満	4以下
			8.5 以上	1.5 以下
		5YR ~ 5Y	6以上 8.5 未満	4以下
			8.5 以上	2以下
		その他	6以上 8.5 未満	2以下
			8.5 以上	1以下
	サブベースカラー (⑤のみ) (外壁各面の1/5 以下で使用可能)	OR ~ 4.9YR	—	4以下
		5YR ~ 5Y	—	6以下
		その他	—	2以下
	屋根色 (勾配屋根)	5YR ~ 5Y	—	4以下
その他		—	2以下	
124 頁の ③	ベースカラー (外壁各面の4/5 まではこの範囲か ら選択)	OR ~ 4.9YR	4以上 8.5 未満	4以下
			8.5 以上	1.5 以下
		5YR ~ 5Y	4以上 8.5 未満	4以下
			8.5 以上	2以下
		その他	4以上 8.5 未満	1以下
			8.5 以上	1以下
	屋根色 (勾配屋根)	5YR ~ 5Y	6以下	4以下
		その他	6以下	2以下

江東区景観計画

印刷物規格表第1類
印刷番号(25)17号

平成25年4月発行

編集発行／江東区都市整備部都市計画課
東京都江東区東陽4-11-28
TEL (3647) 9183 (直通)
FAX (3647) 9009

印刷／株式会社修文舎印刷所
東京都江東区海辺20-2
TEL (5606) 7481